

❌ 違反是正

圏域の概況

本圏域は、長崎県のほぼ中央に位置し、諫早市・大村市を中心にして、昭和47年から2市10町で構成されていたが、平成17年3月1日、市町村合併により2市5町となり、さらに平成17年10月11日、残り5町が合併し3市（諫早、大村、雲仙）の構成となった。

古くから交通の要衝であり、波静かな大村湾、外洋に開かれた橘湾、干拓のある有明海と3つの海に面する全国的にもまれな地形に立地し、古い歴史と伝統に支えられ、躍動する中心地とそれを取り巻く周辺は、雲仙天草国立公園をはじめ、変化に富む美しい自然景観と広い干拓地

に、自力と英知に満ちた人々が温故知新をもって独自の文化を育んできた地域である。

近年は、長崎空港・九州横断自動車道等のアクセスを生かし、大規模工業団地造成による先端技術の工場等の立地が進み工業生産も増加した。また、地方拠点法による国や県の各種事業の指定を受け、数多くの地域開発プロジェクトが進行中である。さらに、平成20年3月26日に九州新幹線西九州ルートに着工が決定し、工事が進行している。

圏域の管轄面積は590.28km²、管内人口は約265,000人である。

危険物の無許可貯蔵・ 取扱い施設に係る違反処理事例

県央地域広域市町村圏組合消防本部 小浜消防署予防設備課 町田岩太

諫早公園眼鏡橋（諫早市）





ミヤマキリシマ(雲仙市)



花菖蒲板敷槽(大村市)

消防本部の概況

県央地域広域市町村圏組合消防本部は、1本部、3署、6分署、1分駐所及び1派出所で、職員数234名体制で組織されている。

当消防本部の予防体制は、各署の予防設備課において消防同意、消防検査、危険物規制、火災調査及びその他の予防業務を行っている。また、査察は各署・分署の隔日勤務職員が予防業務を兼務している。

事例概要

管内にある漁網工場敷地から、河川に危険物が流出する事故が発生した。敷地に設置された屋外貯蔵タンク及び処理槽において、指定数量以上の危険物を無許可で貯蔵・取り扱っていたことが判明したものである。

危険物が流出したタンクには、約2,400Lの危険物(第四類第2石油類の有機溶剤)が貯蔵されていたが、そのほとんどが敷地内及び河川に流出しており、危険物を流出させた工場の代表者に対して、無許可で危険物を貯蔵・取り扱っている施設(以下「無許可施設」という。)の除去を命じ、違反を是正した事例である。

なお、今回の危険物流出の原因は、従業員が屋外タンクのパルブを閉め忘れ、その場を離れたため危険物が送油ホースから敷地内に溢れ出し、排水溝から用水路を経て流出したものである。

施設の概要

当該事業所は、昭和21年に創業し、漁業用資材の撚糸の製造を開始。現在では、漁網の製造から網染(防汚処理)までを行っている。

(1)事業所

名称： A株式会社
所有者： B代表取締役
使用開始： 昭和21年
防火対象物区分： 令別表第一(12)項イ

(2)無許可施設

屋外貯蔵タンク

タンク容積： 5,600L
設置年： 昭和40年頃

防汚剤処理槽(半地下埋設)

処理槽容積： 9,800L
設置年： 昭和40年頃

※作業工程は、防汚剤処理槽の中に漁網と屋外貯蔵タンクに貯蔵している防汚剤(有機溶剤の危険物)を入れて防汚処理を行った後、ポンプにより防汚処理槽内の防汚剤を屋外貯蔵タンクに返油するものである。

※設置当初は、別の防汚剤(非危険物)を使用していたが、平成16年頃から当該防汚剤(危険物)を貯蔵・取り扱うようになったものである。

(3)貯蔵・取り扱い危険物の類、品名、数量等

類・品名： 第四類第2石油類(非水溶性)
引火点： 21.5℃

❌ 違反是正

発火点： 432℃
数量： 約2,400L

(4)その他

当該事業所の従業員は、防汚剤が危険物であるとの認識がなく、危険物取扱者も作業に従事していなかったものである。

消防法令違反の概要

無許可で屋外貯蔵タンク及び防汚剤処理槽を設置し、指定数量以上の危険物を貯蔵・取り扱っていたことから消防法第10条第1項違反に該当するものである。

違反是正における経過

○平成25年8月30日(流出事故の覚知)

- ・河川に油が流れているとの通報で現場出場する。
- ・現場到着時、河川に異臭を放つ黒色の液体が広範囲に浮遊しているのを確認するとともに、A株式会社敷地内からの流出を確認

する。

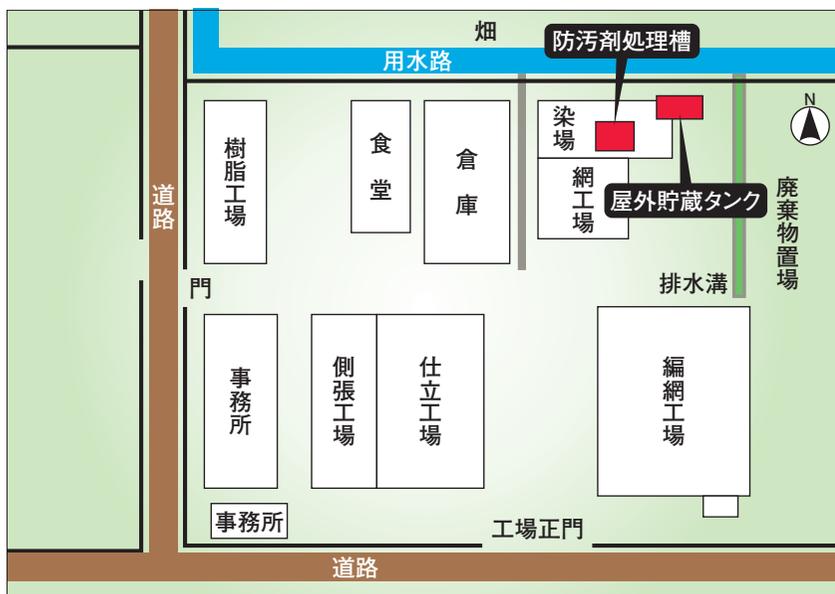
- ・敷地内を調査すると空のドラム缶が野積みされているのを確認する。
- ・A株式会社の従業員の情報から、ドラム缶は流出した液体が入っていたものであり、危険物第四類第2石油類である旨の表示を確認する。
- ・当該流出事故の発生時は、夜間帯であり詳細な状況把握が困難と判断し、翌日にA株式会社への立入検査を実施することを決定する。

○平成25年8月31日(違反の覚知)

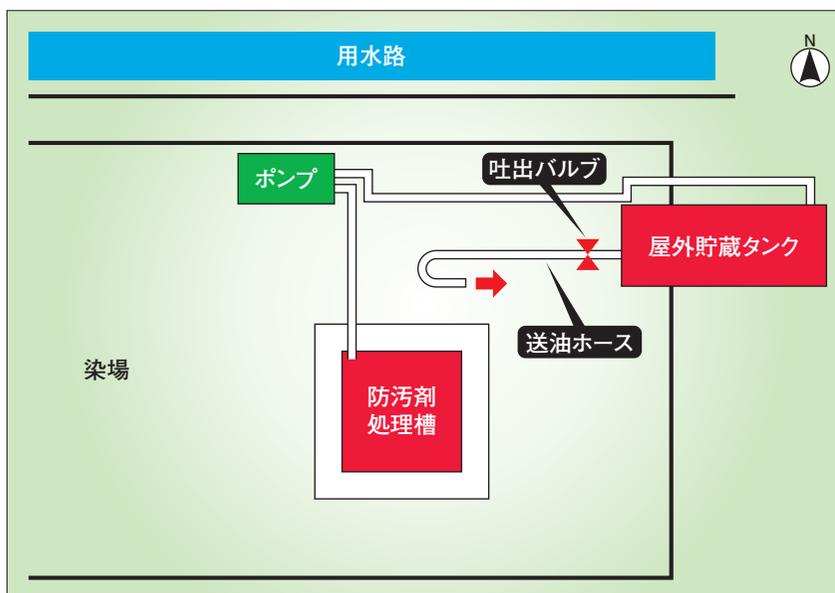
- ・立入検査の結果、流出した危険物の量は、約2,400Lであることを確認する。
- ・A株式会社は、許可を受けずに屋外貯蔵タンク(容量5,600L)及び防汚剤処理槽(容量9,800L)において、指定数量以上の危険物を無許可で貯蔵・取り扱っていたことを確認する。
- ・B代表取締役に対し、無許可施設(屋外貯



屋外貯蔵タンク



敷地内配置図



無許可施設付近配置図

- 蔵タンク及び防汚剤処理槽)の使用の禁止及び撤去の必要性を口頭で指示する。
- 平成25年9月2日(違反処理の決定)
 - ・B代表取締役、無許可施設の撤去等の状況について確認し、本事例についてB代表取締役に対し無許可施設の除去命令を行うことを決定する。
 - 平成25年9月5日(命令書交付)
 - ・A株式会社の名宛人であるB代表取締役に命令書を交付するとともに、同社事務所玄関横のガラス窓に公示を行う。
 - 平成25年9月7日(是正完了)
 - ・無許可施設の除去を確認し、違反是正を完了する。

❌ 違反是正



防汚剤処理槽



無許可施設の撤去状況

違反是正指導を振り返って

今回の事例は、無許可で危険物を貯蔵・取り扱っていたという消防法第10条第1項違反であり、かつ、無許可施設から危険物が流出する事故が発生したものであった。消防法第10条第1項は規定違反であったが、A株式会社の関係者及び従業員は、防汚剤が危険物であるとの認識がなく、当該違反に対する故意性・悪質性は低いと考慮したため、告発は行わなかったものである。

また、無許可施設であれ業務上必要な行為を怠り、危険物を流出させたことから消防法第39条の3の適用を検討したが、消防法の逐条解説等を参考として、無許可施設には適用できないものと判断したものである。一方、事後の消防法令違反是正事例発表会において、専門家から特別刑法に関する著書では無許可施設に対しても、危険物を流出させたという公共の危険性から、同法第39条の3を適用できるとのアドバイスがあり、告発を視野に入れた違反処理では、警察への相談及び調整も必要不可欠であることを認識させられた事例であった。

違反是正指導を振り返ると、危険物の流出事故から端を発した危険物の無許可貯蔵・取扱い施設への緊急を要する除去命令であったが、当消防本部においては過去に命令を発令するまでの違反処理事例は少なく、また、その経験者も

少ないことから、違反施設の発覚から除去命令を発するまでに時間を要してしまった。しかし、違反処理事例が少ない中でも、一つの事例に対して当署全体で除去命令に向かって取り組むことができたことは、今後の違反処理に対する人材育成にもつながったものと思われる。

おわりに

消防の世界ではよく「一般人の非日常が消防の日常」と言われている。

普通の人が、一生の内に何回遭遇するかわからない火災や救急、各種災害などに日常的に対応するのが、我々消防の仕事である。

今回の違反是正についても、ある日突然待たなしで表面化する違反事例に対しては各種災害同様に、我々予防業務に従事する職員も速やかな対応が求められていることは言うまでもない。

特に、危険物に係わる違反は火災発生危険と、一旦火災が発生した場合に延焼拡大や消火困難、それに社会的に大きな影響を与える場合があるため、違反是正が急務であり日頃からより高度な知識・技術、対応力が求められている。

そのためには、予防業務に従事する職員一人ひとりが、違反是正に対する強い信念を持ち、チームワークを大切にして日々自己研鑽していかなければならないことを痛感した。